

# 「のだめカンタービレ 最終楽章 前・後編」

皆野町出身の二ノ宮知子さん原作

皆野町出身の漫画家、二ノ宮知子さんの作品を、皆野町を訪れた人と多くの町民の皆さんに知つていただき、町の知名度・好感度を上げるための事業を行つています。

来場者の中から抽選で、二ノ宮知子さん直筆サイン色紙や「のだめカンタービレ」のイラスト集などのプレゼントがあります。

期日 9月10日(土) 前編・後編(各1回上映)  
11日(日) 前編・後編(各1回上映)

時間 前編:午後1時30分~  
後編:午後4時~

入場料 無料(整理券を発行します)

整理券 8月5日(金)から、各上映1回につき600枚を文化会館、総合センター、ふれあいプールなどで配布しますので、事前にお求めください。  
(先着順)



※35mmフィルムで映し出す本格的な映像は、映画館と同じ迫力が楽しめます。

問合せ 文化会館(教育委員会)

☎62-4563

## 国民健康保険・後期高齢者医療保険

# 入院時一部負担金の限度額適用と食事代の減額

国民健康保険の被保険者・高齢受給者または後期高齢者医療の被保険者で住民税非課税世帯の方は、入院の際にあらかじめ申請により交付を受けた「認定証」を提示することにより、入院時一部負担金の限度額適用を受けたり、食事代の自己負担額を減額することができます。

### 申請に必要なもの

- 保険証
- 高齢受給者証(該当者のみ)
- 印鑑
- 認定証  
(有効期限平成23年7月31日までのものをお持ちの方)

対象	内容
後期高齢者医療で 住民税非課税世帯の方	一部負担金の限度額適用と 入院時の食事代自己負担額の減額
国民健康保険 被保険者で 住民税非課税世帯の方	一部負担金の限度額適用と 入院時の食事代自己負担額の減額
被保険者(70歳未満) で 住民税課税世帯の方	一部負担金の限度額適用

現在、認定証をお持ちの方も、更新を希望する場合は新たに申請が必要となります。

また、所得の申告がお済みでない場合は交付できません。

世帯員の異動があった方は該当しなくなる場合があります。

問合せ 町民生活課保険年金担当

☎62-1232

# カーニバル

日時 8月13日(土) 午後5時~  
場所 おまつり広場

内 容 ロウソクメッセージ、チビッ子ますつかみ捕り、ゲーム、  
秩父音頭自由参加、大抽選会ほか

8月  
13日  
(土)



問合せ 商工会

☎62-1311